

観音寺市新型インフルエンザ等対策行動計画（概要版）

1 計画のポイント

<計画の趣旨・根拠>

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容（選択肢）を示すものとして、政府・都道府県・市町村が作成。
市は、政府行動計画・県行動計画に基づき計画を作成（特措法第8条第1項）。

<計画の目的>

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること
- ② 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

<計画の対象となる感染症>

赤枠は今回新たに計画に反映されたもの

新型インフルエンザ等（特措法第2条第1号）（※1）

新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項）

新型インフルエンザ
（同項第1号）

新型コロナウイルス感染症
（同項第3号）（※2）

再興型インフルエンザ
（同項第2号）

再興型新型コロナウイルス感染症
（同項第4号）

指定感染症
（感染症法第6条第8項）
（※3）

新感染症
（感染症法第6条第9項）
（※4）

（※1） 新型インフルエンザ等のうち、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置を講ずることができるのは、肺炎等の発生頻度が、季節性インフルエンザに比して相当程度高いと認められる場合に限られる。
（特措法第31条の6第1項、特措法施行令第5条の3第1項）

（※2） 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、5類感染症であり（感染症法施行規則第1条第15号）、左記の新型コロナウイルス感染症には含まれない。

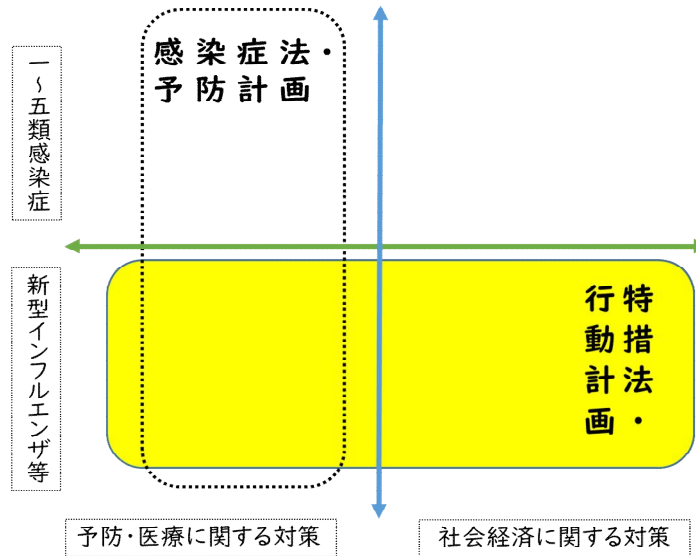
（※3） 特措法・政府行動計画・県行動計画は、感染症法第6条第8項の指定感染症のうち、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものを対象としている。

（※4） 特措法・政府行動計画・県行動計画は、感染症法第6条第9項の新感染症のうち、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものを対象としている。

2 計画の根拠法と位置づけ等

<感染症法と特措法の関係>

<p>●感染症法 対象：1類～5類感染症 新型インフルエンザ等 目的：感染症の発生予防及びまん延の防止による公衆衛生の向上及び増進</p>
<p>●特措法 対象：新型インフルエンザ等 目的：国民の生命及び健康の保護、国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化</p>



<計画の位置づけ>

	特措法	感染症法	地域保健法	医療法	各計画の整合性確保を図る必要
国	政府行動計画	基本指針・特定感染症予防指針	地域保健基本指針	基本指針	
県	県行動計画	予防計画		保健医療計画	
高松市 (保健所設置市)	市行動計画	予防計画			
高松市以外の市町	市町行動計画				
保健所					
環境保健研究センター			健康危機対処計画 (感染症編) 健康危機対処計画 (感染症編)		

※観音寺市

※県行動計画

有事における迅速かつ的確な対応

※県予防計画

平時からの確実な備え
 ・感染症の予防推進
 ・医療提供体制の整備

3 計画の改定について

<改定の趣旨>

令和6年7月、政府行動計画が、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、平成25年6月の策定以来初めて、全面的に改定された。これに伴い令和7年2月、県行動計画が全面的に改定され、本市においても、国・県の行動計画を踏まえ、

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること
- ② 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

を目的に、観音寺市新型インフルエンザ等対策行動計画を全面的に改定するものである。

<改定のポイント>

今回の改定は、政府行動計画の改定内容を基本としつつ、本市における新型コロナ対応の経験も踏まえたものとしている。

◎政府行動計画改定のポイント

1. 平時の準備の充実

- 「訓練でできないことは、実際もできない」
国や地方公共団体等の関係機関において、平時から実効性のある訓練を定期的に実施し、不断に点検・改善
- 感染症法等の計画に基づき、自治体は関係機関と協定を締結。感染症発生時の医療・検査の体制立上げを迅速に行う体制を確保
- 国と地方公共団体等、JIHSと地方衛生研究所等との間の連携体制やネットワークの構築

2. 対策項目の拡充と横断的視点の設定

- 全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載
 - 6項目だった対策項目を13項目に拡充。内容を精緻化
 - 特に水際対策や検査、ワクチン等の項目について、従前の政府行動計画から記載を充実するとともに、偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたリスクコミュニケーションの在り方等を整理
 - 5つの横断的視点※を設定し、各対策項目の取組を強化
- ※ 人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進、研究開発支援、国際連携

3. 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え

- 新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症をも念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理
 - 状況の変化※に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え
- ※ 検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、社会経済の状況等

4. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

- 予防接種事務のデジタル化・標準化や電子カルテ情報の標準化等の医療DXを進め、国と地方公共団体間等の情報収集・共有・分析・活用の基盤整備
- 将来的に電子カルテと発生届の連携や臨床情報の研究開発への活用等

5. 実効性確保のための取組

- 政府行動計画に沿った取組を推進するとともに実施状況を毎年度フォローアップ※
 - 感染症法等の計画等の見直し状況やこれらとの整合性等を踏まえ、おおむね6年ごとに改定
- ※特に検査・医療提供体制の整備、個人防護具等の備蓄状況等は見える化

◎政府行動計画の対策項目の比較

※は新規項目、赤字は市行動計画に反映する項目内容

改定前	改定後	主要な改定内容
①実施体制	① 実施体制	国・都道府県による総合調整や指示の明記
②サーベイランス・情報収集	②情報収集・分析	感染症インテリジェンスの明確化
	③サーベイランス	状況に応じたサーベイランスの切替えの明記
③情報提供・共有	④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<u>リスクコミュニケーションの追加</u>
④予防・まん延防止	⑤水際対策 ※	対応を具体的にきめ細かく記載
	⑥ まん延防止	対策の効果と国民生活・経済への影響を勘案
	⑦ ワクチン ※	新型インフルのみ→ <u>新型インフル以外も念頭、DXの推進</u>
⑤医療	⑧医療	県と医療機関との協定締結による体制整備の記載
	⑨治療薬・治療法 ※	新型インフルのみ→ <u>新型インフル以外も念頭</u>
	⑩検査 ※	ほぼ記載なし→ <u>協定締結等の検査体制整備</u>
	⑪ 保健 ※	<u>平時からの保健所等の体制整備、ひっ迫の支援体制等の記載</u>
⑥国民生活・国民経済	⑫ 物資 ※	個人防護具の備蓄・配置の記載
	⑬ 国民生活・国民経済	国民の心身への影響、事業者支援等の記載

4 市行動計画の施策体系

<対策項目と横断的視点>

対策項目	基本理念・目標（要旨）	横断的視点	
		I	II
①実施体制	市全体の危機管理の問題として取り組む。	国・県との連携	DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
②情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u>	正確な情報を迅速に提供し、 <u>市民が適切に判断・行動できるようにする。</u>		
③まん延防止	対策の効果と社会経済活動への影響を勘案の上、感染拡大のスピードやピークを抑制し、 <u>医療提供体制が対応可能な範囲内に収める。</u>		
④予防接種（ワクチン）	個人の発症や重症化を防ぎ、患者数を医療提供体制が対応可能な範囲とする。		
⑤保健	感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命・健康を保護する。		
⑥物資	感染症対策物資等の不足による医療・検査等の実施が滞ることを防ぐ。		
⑦市民生活及び市民経済の安定の確保	市民生活及び市民経済の安定を確保する。		

<時期の区分>

準備期

発生前

新型インフルエンザ等の発生に備えた準備

初動期

感染症危機の探知～

特措法による政府対策本部・県対策本部の設置

対応期

特措法による市対策本部の設置後～廃止

封じ込めを念頭に対応する時期

病原体の性状について限られた知見しか得られていない。

病原体の性状等に応じて対応する時期

知見の集積により病原体の性状が明らかになる。

ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まる。

特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進む。病原体の変異により病原性や感染性等が低下、新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回る。

5 対策推進のための役割分担

県	<ul style="list-style-type: none">・ 特措法・感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担う。・ 医療提供体制の確保やまん延防止に関し、的確に判断・対応する。・ 平時において関係機関と協定を締結し、対応能力について計画的に準備する。
市町	<ul style="list-style-type: none">・ 住民に最も近い行政単位としてワクチン接種や患者等の生活支援等を実施する。・ 保健所設置市である高松市は、感染症法においては、まん延防止に関し、県に準じた役割を果たすことが求められている。
医療機関	<ul style="list-style-type: none">・ 平時には県と医療措置協定を締結。院内感染対策の研修・訓練や感染症対策物資等の確保を推進する。・ 有事には医療措置協定に基づき、病床確保や発熱外来、自宅療養者への医療の提供等を行う。
指定（地方） 公共機関	<ul style="list-style-type: none">・ 特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。
登録事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 特定接種の対象であり、新型インフルエンザ等発生時にはその業務を継続的に実施するよう努める。
一般の事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 新型インフルエンザ等の発生に備え職場における感染対策を行う。特に多数の者が集まる事業者は平時からマスク等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。・ 新型インフルエンザ等の発生時には、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。
市民	<ul style="list-style-type: none">・ 新型インフルエンザ等の発生前から、発生時にとるべき行動等の知識を得るとともに、<u>平素からの健康管理、個人レベルでの感染対策を実践</u>するよう努める。また、衛生用品や食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう努める。・ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の情報を得て、<u>個人レベルでの対策を実施</u>するよう努める。

6 対策項目ごとのポイント

★市が行動計画に定める対策項目 ※⑤⑥は新規項目

- ① 実施体制 ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション ③ まん延防止
④ 予防接種(ワクチン) ⑤ 保健 ⑥ 物資 ⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

対策項目① 実施体制

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">●市行動計画等の作成と体制整備・強化<ul style="list-style-type: none">・学識経験者の意見を聴き、行動計画を見直し・BCPの作成・変更●国・県等との連携強化<ul style="list-style-type: none">・平時からの連携体制の確認・訓練の実施	<ul style="list-style-type: none">●新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備<ul style="list-style-type: none">・必要な人員体制の配置が可能となるよう、<u>全庁的な対応</u>を進める●必要な予算の確保	<ul style="list-style-type: none">●市対策本部の設置<ul style="list-style-type: none">・政府や県の対策本部が設置された場合、<u>直ちに</u>、市対策本部を設置 <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"><p>※本部員等を追加</p><p>市対策本部 本部員： 審議監</p><p>健康危機管理部 部員： 消防本部救急課長</p></div> <ul style="list-style-type: none">・国の基本的対処方針に基づき対策を推進・必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的に対応

対策項目② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ●発生前の情報提供・共有等 <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染対策や感染症の発生状況等の情報提供・共有 ・<u>偏見・差別等に関する啓発</u> ・<u>リスクコミュニケーション等の周知・広報</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ●迅速かつ一体的な情報提供・共有 <ul style="list-style-type: none"> ・市民に対し、必要な感染防止対策等についての情報提供・共有 ・市民からの相談受付等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●迅速かつ一体的な情報提供・共有の継続 <ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町と連携し、感染拡大状況に応じてコールセンター等の相談体制の確保 ●市と県の間における感染状況等の情報提供・共有 <ul style="list-style-type: none"> ・患者等に対する健康観察等への協力

対策項目③ まん延防止

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ●発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等 <ul style="list-style-type: none"> ・行動計画に基づく対策として想定される対策の内容や意義について周知広報の実施 ・<u>基本的な感染対策の普及</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内でのまん延防止対策の準備 <ul style="list-style-type: none"> ・県と国が実施する感染症法に基づく患者への対応や濃厚接触者への対応の確認への協力 ・BCPに基づく対応の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ●まん延防止対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の特徴や病原体の性状等、国の基本的対処方針を踏まえるとともに、市民生活・市民経済への影響も十分考慮した上での対策の実施

対策項目③ まん延防止 続き

準備期	初動期	対応期
		<ul style="list-style-type: none"> ●県が行う要請への協力 「学校、教育・保育施設等」 <ul style="list-style-type: none"> ・適切な感染対策の情報提供や臨時休業等の周知徹底 「事業所、公共交通機関」 <ul style="list-style-type: none"> ・適切な感染対策の要請を周知徹底

対策項目④ 予防接種（ワクチン）

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ●ワクチン接種に必要な資材 <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの接種に必要となる資材の確保方法等の確認 ●ワクチンの供給体制 <ul style="list-style-type: none"> ・医師会等との連携を密に行い、供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定 ●接種体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・医療関係者等と連携した<u>接種体制構築への準備</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ●特定接種 <ul style="list-style-type: none"> ・医師会等の協力を得て、医療従事者等の確保 ●住民接種 <ul style="list-style-type: none"> ・接種会場での接種が困難な者への接種体制の構築 ・臨時の接種会場を設ける場合は、運営要員の確保 ・接種会場での救急体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ●接種の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・初動期に構築した接種体制に基づく住民接種の実施 ●情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種に関する情報周知・共有 ●住民接種に係る対応 <ul style="list-style-type: none"> ・市民からの相談への対応 ・健康被害救済制度に対する情報提供及び申請者への相談等への適切な対応

対策項目⑤ 保健

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">●地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション<ul style="list-style-type: none">・国から提供された情報や媒体を活用しながら、市民・事業者に対して情報提供及び共有	<ul style="list-style-type: none">●県の役割が主	<ul style="list-style-type: none">●有事体制への移行<ul style="list-style-type: none">・市民への理解の増進●感染状況に応じた取組<ul style="list-style-type: none">・県へ応援職員の派遣

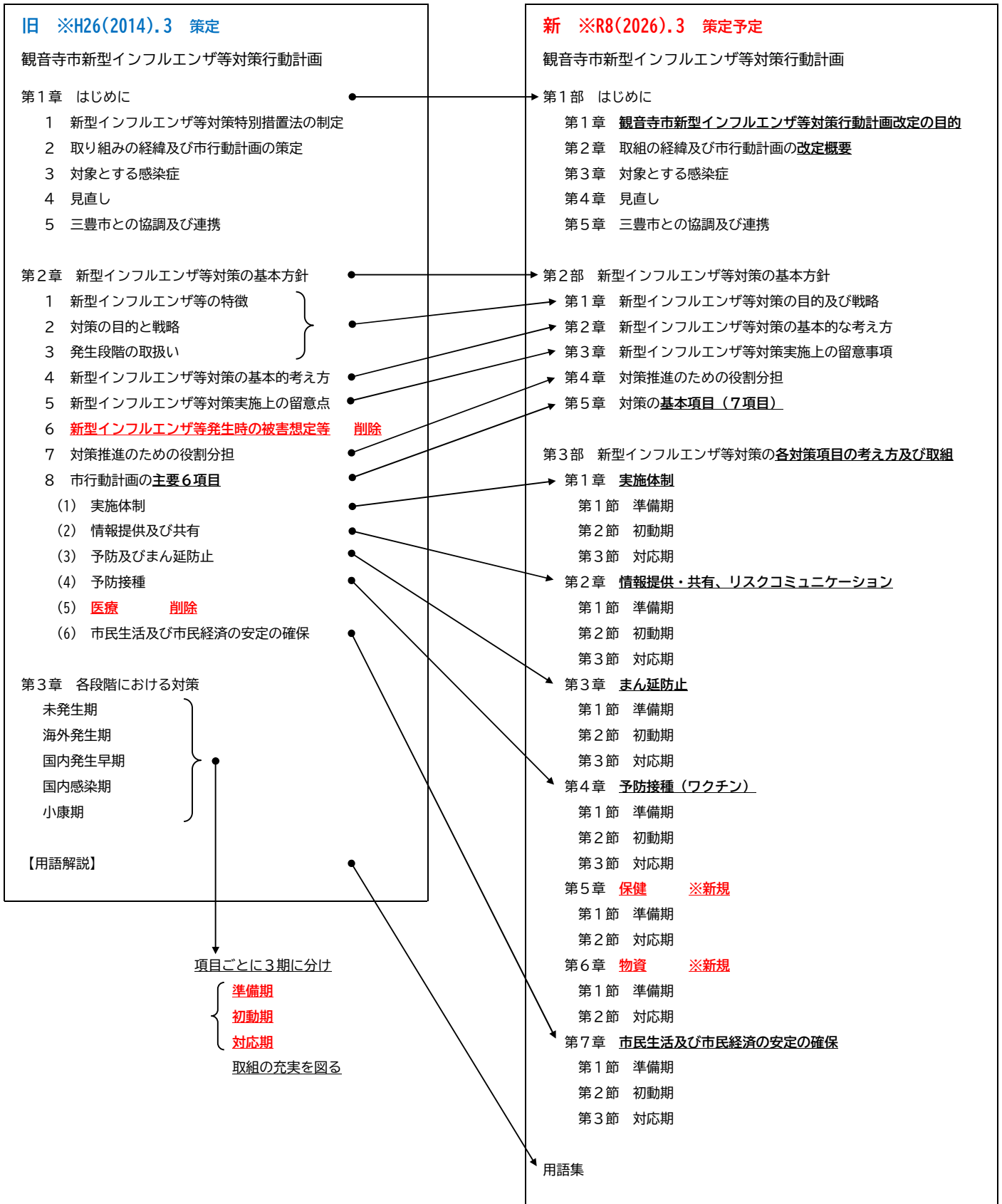
対策項目⑥ 物資

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">●感染症対策物資等の備蓄等<ul style="list-style-type: none">・感染症対策物資等を備蓄し、定期的に状況を確認（使用推奨期限等に留意）・三観広域行政組合消防本部は最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等における個人防護具等の確保	<ul style="list-style-type: none">●県の役割が主	<ul style="list-style-type: none">●備蓄物資等の供給に関する相互協力<ul style="list-style-type: none">・必要な物資及び資材が不足するときは、県と市が連携

対策項目⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">●支援の実施に係る仕組みの整備<ul style="list-style-type: none">・行政手続き等は、可能な限りDXを取り入れる●物資及び資材の備蓄<ul style="list-style-type: none">・市民や事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、<u>衛生用品や生活用品等の備蓄を行うことを推奨</u>●生活支援を要する者への支援等の準備<ul style="list-style-type: none">・要配慮者の把握等、県と連携●火葬体制の構築<ul style="list-style-type: none">・適切な火葬ができるよう調整	<ul style="list-style-type: none">●事業継続に向けた準備の要請<ul style="list-style-type: none">・市内の事業所や市民の生活や経済活動等について可能な限り把握し、必要な支援の準備●遺体の火葬・安置の想定<ul style="list-style-type: none">・火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、<u>一時的に遺体を安置できる施設等の想定</u>	<ul style="list-style-type: none">●市民生活の安定の確保<ul style="list-style-type: none">・事業者に従業員の健康管理の徹底・事業所等における感染防止対策の実施を要請・事業者に対する支援等、市民生活・市民経済に関する必要な支援を実施●火葬の対応<ul style="list-style-type: none">・可能な限り火葬を継続的に実施●市民経済の安定の確保<ul style="list-style-type: none">・事業者に対する必要な財政上の措置の実施・水道事業者及び工業用水道事業者である一部事務組合は、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置の実施

◇ 行動計画 構成



● 被害想定 → 国が方針を転換し、現在の資源で実現可能な最大量 ※これまでは被害想定規模から体制を決定

● 医療 → 香川県（及び国）が取り組む